

特別貸付け 申し込み案内

◎ 貸付けの概要

貸付種別	貸付限度額	償還限度回数	貸付事由
特別貸付け	給料月額(注)×3/10 ×残 任期月数 ただし、200 万円まで	残任期月数 以内	再任用組合員等が臨時に資金を必要とする 場合

注：給料＋教職調整額＋給料の調整額

1 申し込みにあたって

任期の定めのある職員（暫定再任用職員、臨時的任用職員、フルタイム会計年度任用職員、パートタイム会計年度任用職員、任期付短時間職員、暫定再任用短時間職員、定年前再任用短時間職員、任期付職員等）の方が臨時に資金を必要とする場合で次の資格要件を満たす組合員は貸付けのみ申し込みができます。

【申し込み資格】

- (1) 引き続き組合員期間が6月以上であること。（貸付け申し込みの日において、その日の属する月の末日まで引き続き組合員であるとみなして計算した場合の組合員期間）
また、法に基づく他の共済組合期間が引き続いている場合は通算しますが、任意継続組合員期間は除きます。
- (2) 償還開始日が任期中に始まること。
- (3) 共済組合への償還額（毎月償還の1回当たりの額償還額の合計額に12を乗じて得た額）と他の金融機関等からの借入金にかかる年間償還額（返済額）を合算して給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）の4.8倍を超えないこと。

2 貸付けを行うことができない場合

- (1) 他の金融機関等からの借入金の返済に充てる場合。
- (2) クレジットカード払い、ローンの支払い、生活資金・生活費、借金の返済および投資にかかる貸付けはできません。
- (3) 支部長が償還の確実性がないと認める場合。
償還の確実性がないと認められる場合とは、次の各号のいずれかに該当する場合です。
 - ア 現に給与の差押えを受けている者。
 - イ 懲戒を事由とする停職等の処分を受け、給与の支給が見込めない者。
 - ウ 貸付保険事故者（保険会社に譲渡された債務を完済している場合を除く。）
 - エ 破産の申立てから破産手続き開始決定までの間にある者または破産手続き開始決定後10年を経過していない者。
 - オ 民事再生手続の申立てから再生計画認可決定までの間にある者または再生計画認可決定後10年を経過していない者。
 - カ その他、債務不履行に至る恐れのある事由があると支部長が認めたとき。
 - キ その他法令、貸付規程に違反したとき、または貸付けが適当と認められない場合。

3 注意事項（貸付限度額等）

貸付限度額は、申込人の給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）に10分の3を乗じて得た額に貸付月の翌月から任期が終了するまでの間における月数を乗じて得た額（10万円単位で10万円未満は切り捨て。）とします。

なお、その額が200万円を超えるときは200万円が上限です。

【算出例：任用期間の前に引き続く組合員期間があり、貸付申込み日の属する月の月末において、組合員期間が6月以上ある組合員の場合になります。】

任用期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日
 例月給料：256,000円
 貸付申込み日：6月10日
 貸付金の交付日：6月25日
 残任期月：9月（＝最大償還可能回数：9回）

給料月額	残任期月数	貸付限度額
256,000円	× 3/10 × 9	= 691,200円 ÷ 600,000円（10万円未満の端数切捨て）

※算出例の場合における貸付限度額は60万円です。償還回数は残任期月数の9回以内で、かつ、1回当たりの償還額が給料月額の10分の3以内となる必要があります。

4 申込方法および貸付金の交付

(1) 申し込み受付け

貸付けを受けようとする月の**前月20日【必着】**

（その日が滋賀県の休日进行を定める条例に規定する休日あたるときは、その前日まで）

※申込書に不備、または提出書類に不備・不足がある場合には、受付けを行わない場合もありますので提出に際しては、期日に余裕をもっていただき、不足等のないようご注意願います。

(2) 申し込み方法

次の①から④の書類を作成し、⑤および⑥の書類を添付のうえ、所属所長を経由して提出してください。

※①から④の様式は、滋賀支部ホームページからダウンロードしてください。

- ① 貸付申込書
- ② 貸付借用証書
- ③ 貸付事業における個人情報に関する同意書
- ④ 借入状況等申告書
- ⑤ 任用期間の確認できる書類の写し
- ⑥ 給与支給明細書の写し（直近のもの）
- ⑦ 添付書類は、貸付額（送金額）が100万円以上となる申し込みを行われる場合は、必要額および支払うことが確実に確認できる書類の写しが必要です。

※必要額が確認できる書類とは、次のいずれかの書類とします。

ア 契約書の写し イ 請書の写し ウ 請求書の写し エ 見積書の写しおよび注文を証明できる書類の写し

ただし、貸付け申し込み時に支払いが完了している場合は、領収書の写しをもって当該必要書類に代えることを認めます。

なお、見積書に注文先の従業員による注文の証明を加筆の上、押印してもらうことにより、これを「見積書の写し及び注文を証明できる書類」として取り扱うこととします。

また、注文を証明できる書類で必要額が確認できる場合は、見積書の添付を省略することとします。

(3) 貸付金の交付（貸付日、送金口座）

決定した貸付金は、毎月 25 日（金融機関の休業日にあたるときは、翌営業日）に申込人が指定した金融機関の本人名義口座へ直接送金します。

(4) 貸付金償還表の交付について

貸付が決定した際に、貸付金決定通知書と併せて貸付金償還表を交付します。

借受中の貸付金の残高はこの償還表で確認していただきますので大切に保管してください。

なお、紛失された場合にあっては「貸付金償還表再交付申請書」の提出により再交付を行います。ただし、貸付金償還表は再交付を受け付けた以降のものとなります。

貸付金の残高については、電話での回答は行っていないので予めご承知願います。

5 貸付保険（抵当権および保証人）

公立学校共済組合の貸付金は、抵当権および保証人の設定等を行いません。

損害保険会社と公立学校共済組合が「貸付保険」の契約を交わし、その保険料の一部を借受人に負担と貸付金利率に上乗せをして徴収することとしています。

万一、借受人が貸付金を返済できない場合については、公立学校共済組合は債権を保険会社に保険金と引き換えに譲渡し債権の保全を図ります。

借受人にあっては保険会社が新たな債権者となります。

6 返済方法等

貸付けを受けられた場合は、貸付月の翌月から、毎月、給与から控除することで償還していただきます。（注意：貸付申込時に設定された償還回数は、償還途中での変更はできません。）

また、返済方法は毎月償還のみでボーナス併用償還、および償還猶予の適用はありません。

(1) 貸付金利率

利率（年利）は変動金利となり、平成 30 年 1 月に利率が改定されました。

貸付金利率には、令和 6 年 6 月現在の利率は次のとおり。

なお、貸付金利率には、貸付保険料充当額（年 0.06%）が加算されています。

貸 付 種 別	利率（年利）
特 別	1. 3 2 %

(2) 毎月償還

毎月償還にかかる利息の算定は、貸付金交付日（貸付日）の属する月の翌月から徴収することとし、1 月を単位（1 月に満たない場合は 1 月）として算定します。

① 償還回数は、貸付月の翌月から任期終了までの月数以内で 1 回の償還額が給料月額（給料＋教職調整額＋給料の調整額）の 10 分の 3 以内となります。

② 償還額

1 回当たりの償還額は、貸付金額に償還回数に応じた賦金率を乗じて得た金額（1 円未満の端数は四捨五入）となります。

(3) 繰上償還

貸付金の償還中に未償還元利金の全部または一部を繰り上げて償還することができます。

繰り上げ償還方法は、次の申し出を受け付けた際、繰り上げ償還を希望された月の初めに文書にて振込先等を連絡しますので、最寄りの金融機関から振り込みにより償還いただきます。

① 全額繰上償還

「全額繰上償還申出書」を繰り上げて償還しようとする月の前月 20 日（その日が休日に当た

るときは、その前日）までに提出してください。

② 一部繰上償還

「一部繰上償還申出書」を繰り上げて償還しようとする月の前月20日（その日が休日に当たるときは、その前日）までに提出してください。

一部繰り上げ償還できる金額は、次のとおりとなります。

ア 償還方法が毎月償還のみ・・・10万円以上

7 即時償還

貸付金を借受中の組合員が次の事由に該当した場合は、貸付金の未償還元利金を即時償還していただきます。

- ① 組合員の資格を喪失したとき。
 - ② 退職手当の支給を受けることができるとき。
 - ③ 申込み内容に偽りのあることが認められたとき。
 - ④ その他、貸付規程または貸付規則に違反したとき
- (1) 退職手当が支給される方は退職手当から控除しますが、控除できなかった未償還元利金がある場合には、振り込みにより返済していただきます。
- (2) 人事異動に伴い公立学校共済組合の資格を喪失する場合についても原則、即時償還の対象となります。

なお、公立学校共済組合の他の支部で引き続き資格を取得される場合は、転出先の支部で償還を継続することができます。（転出に際して退職金を受給される場合を除く。）

また、地方職員共済組合滋賀県支部・滋賀県市町村職員共済組合の組合員資格を取得される場合は、徴収の嘱託を選択していただくこともできます。